

# 沖縄ヘリパッド移設候補地の半分は不適切 軍事優先で生物多様性を壊す

## 高江ヘリパッド建設問題とは

沖縄本島北部の高江区は、「やんばるの森」に位置する小さな集落である。固有種などの希少生物が数多く生息するこの森には米海兵隊の北部訓練場があり、現在、場内に22か所のヘリパッド(ヘリコプター離着陸帯)が存在する。96年12月のSACO合意にて、北部訓練場の過半返還の条件として、ヘリパッドを返還予定区域から残余区域に移設することが決定された。数回の環境アセスメントを経て、06年、移設候補地6か所が選定され、高江集落を囲むように新たなヘ

リパッドが建設されることとなった(図1参照)。

しかし、新たにヘリパッドが建設されれば、訓練の集中に伴う騒音や事故の危険性が高まるなど生活環境が悪化し、また貴重なやんばるの森の環境破壊につながるなどから、住民の多くはこの事業に反対している。ところが07年7月、建設工事が開始されたことに対し、住民は「ヘリパッドいらぬ住民の会」を結成し、座り込みが続けられている。それによりヘリパッドは建設されず、返還予定地域の返還もされていない。08年11月には住民の会のメンバーに対

→3ページから

2010NPT再検討会議の最終文書が、非核兵器地帯が現在、存在しない地域、とりわけ中東における非核兵器地帯設立のための協調した努力の出発となることへの希望を表明しつつ、非核兵器地帯の追加設立を奨励したことを認識し、

2010年NPT再検討会議が、1995年中東決議の全面履行のための具体的措置を合意したことに満足をもって留意し、

2010年4月30日に、非核兵器地帯条約加盟国及びモンゴルによる第2回会議が開催されたことを歓迎し、同会議の成果文書\*に留意し、

また、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の交渉妥結と署名、並びに、2010年NPT再検討会議が、両国に対して保有核兵器のさらなる削減を実現するための後継措置に関する協議継続を奨励したことに留意しつつ、また、核兵器国が透明性、検証そして不可逆性という基本的原則に従って効果的な核軍縮措置をとる必要性を強調し、当事国であるロシア及び米国による同条約の早期妥結と全面履行の誓約を歓迎し、

さらに防衛目的にもはや必要としないと判断されたプルトニウムの管理と廃棄に関するロシアと米国の間の協定、並びに、両国が検証措置に関する法的拘束力を持つ協定を国際原子力機関(IAEA)との間で締結することを誓約したことを歓迎し、

2010年NPT再検討会議が、核兵器の全面廃棄が核兵器の使用を防止するための唯一の絶対的保証であること、及び明確かつ法的拘束力を持つ安全の保証を核兵器国から受けることに関する非核兵器国の正統な関心を再確認し、認識したことを想起し、

1. 2010年NPT再検討会議が、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和利用、中東、とりわけ1995年中東決議の履行に関する後継措置を盛り込んだ実質的最終文書を採択したことを歓迎する。
2. とりわけ、同再検討会議が、NPTの目的に

従い、すべてにとってのより安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を実現することを決議したという事実を歓迎する。

3. 核兵器のいかなる使用によっても破局的な人道的結末がもたらされることに対する深刻な懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認したことを歓迎する。

4. さらに、NPT再検討会議が核兵器国に対して相互信頼を増進するために透明性をさらに向上させることを求め、この件に関する最新の肯定的な進展を多とし、すべての核兵器国に対してこれに関連する行動を早期にとるよう求めたことを歓迎する。

5. 2000年NPT再検討会議の最終文書\*が合意した、すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を含む実際の措置が引く続き有効であることを再確認したことを歓迎する。

6. 2010年再検討会議において、核兵器国が、2000年再検討会議最終文書\*に示された核軍縮のための措置の具体的進捗の加速と、2015NPT再検討会議準備委員会の2014年会期に先立って実質的な進捗を達成することを保証するとの見地に立った速やかな関与を誓約したことの重要性を強調し、核兵器国が2010再検討会議で採択された核軍縮行動計画の下での誓約履行に関して定期的に報告を行うことを奨励する。

7. 核兵器国が、あらゆる種類の核兵器を、配備・非配備を問わず、一方的、二国間、地域的及び多国的措置を通じ、削減し究極的に廃棄するためいっそうの努力を行うことを誓約したことに、満足をもって留意する。

8. すべての核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画に従い、それぞれの核兵器国でもはや軍事的に不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を保証し、核軍縮に関連する適切な検証能力

の開発を支援する、さらなる措置をとることを奨励する。

9. すべてのNPT加盟国に対して、1995年再検討・延長会議\*で採択された中東に関する決議の完全履行に向けて努力するよう求める。また、国連事務総長及び1995年決議の共同提案国並びに他の関連する諸国及び組織が、これに関して2010年再検討会議で合意された具体的措置の履行に向けた必要な準備を行うよう求める。

10. NPTとその普遍化が核軍縮及び核不拡散の実現において果たす中心的役割と、同条約加盟国のすべてが自らの義務を尊重することを引き続き強調する。

11. また全ての加盟国が、核軍縮と核不拡散に関連するあらゆる誓約を全面的に履行し、これら目的に反する、あるいは新しい核軍拡競争のつながる可能性のあるいかなる行動もとらないよう求める。

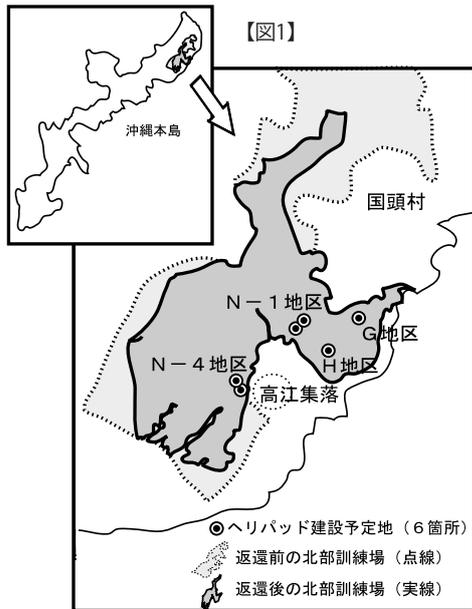
12. すべての加盟国が、NPTの普遍化のためのいかなる努力も惜しまないよう繰り返し求める。またこれに関連して、インド、イスラエル及びパキスタンが非核兵器国としてすみやかに、かつ無条件にNPTに加盟することを求める。

13. 朝鮮民主主義人民共和国に対して、平和的手段による朝鮮半島の非核化を達成するとの見地から、すべての核兵器と現存する核プログラムの放棄を約束した2005年9月の共同声明を含む6か国協議における誓約を履行し、早期にNPTとIAEA保障措置の遵守に復帰するよう求めるとともに、6か国協議への支持を再確認する。

14. 第66回国連総会の暫定議題に「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含めること、並びに現存する決議の履行を同会期において点検することを決定する。

(訳：ピースデポ)

\*印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。



し、沖縄防衛局が通行妨害禁止処分を那覇地裁に申し立て、現在審尋中である。

### 情報公開請求の経緯

「さい塾」(代表:梅林宏道、ピースデポの1プロジェクト)では、この事業は日本政府が事業主であるが、日米両政府の綿密な協議の下で行なわれていることから、米情報公開法を活用し米軍文書の請求を行った(08年8月)。請求内容は、①建設予定地の選定過程および選定理由を示す文書、②建設・移設工事、およびヘリコプター運用に対する環境影響アセスメント文書、であった。しかし、09年3月、私たちの請求を全面拒否する回答があった。この極めて異常な経緯について09年6月、「さい塾」として記者会見を行なった<sup>1)</sup>。

その後異議申し立てをした結果、この回答は不当であると判断され、公開手続きが再開された。10年2月、全202ページ(一部不開示含む)の文書が公開され、今回、この文書と、那覇防衛施設局作成「北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業(仮称)環境影響評価図書」(07年2月。以下、政府評価図書)との比較分析を行い、最終選定地6か所のうち3か所は候補地として不適格であることがわかった。

### 開示文書の分析

以下の分析に必要なのでまず、政府の移設候補地選定過程で用いられたメッシュ調査について説明する。

その手法とは、移設対象の地域を180のメッシュ(620m×460m)に分け、各メッシュの「自然度の総合評価」のランク付けを行うものである。ランクは「自然度の総合評価」が高い順にⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴとし、ⅠとⅡの区域は移設対象から除外する方針がとられた。「自然度の総合評価」は、「動物」(生息するやんばる典型種<sup>2)</sup>の出現種数)と「環境」(樹齢、河川と高木林の面積割合、地形の複雑さの3要素)の2項目を総合して行われている。「自然度の総合評価」はやんばる典型種をはじめ希少生物の生息環境の保護を主目的にランク付けしていると解釈される。「自然度の総合評価」のランク付けと「動物」「環境」評価との関連を表1に示した。

【表1】「自然度の総合評価」(「政府評価図書」より)

総合評価	評価基準
Ⅰ	「動物」1
Ⅱ	「動物」2 「環境」1
Ⅲ	「動物」3 「環境」2
Ⅳ	「動物」4 「環境」3
Ⅴ	「動物」5 「環境」4、5

選定過程では、当初移設先として米軍が要請したと思われる5地区7か所に、このメッシュ調査とその他要素を勘案して選ばれた6地区8か所の計11地区15か所の中から、最終的な6か所が決定された。

### 分析(1)ランク付けの欠陥

「自然度の総合評価」の手法には看過できない曖昧性がある。たとえば、「環境」の3要素のうち樹齢の項目は、やんばる典型種の生息に適する大径木の分布の定量化のため、樹齢A(70年以上)、B(60~69年)、C(50~59年)など、樹齢分布によってランク付けを判断した。ところが、メッシュ調査が行われたのは2000年4月~2001年10月であることを勘案すれば、それから10年経過したいま、樹齢でB評価のメッシュはA評価になる。3要素のうち1つでもA評価があれば「環境」評価が1となることが定められている。

選定された6か所のうちN-4.1、N-4.2はこのケースに該当し、「動物」評価3であるが、現在は環境評価1となる。ところがこの場合、表1に見る通り、総合評価の判定をどうするかが与えられていない。しかし、次のように考え私たちは移設候補地から除外すべきであると考えられる。

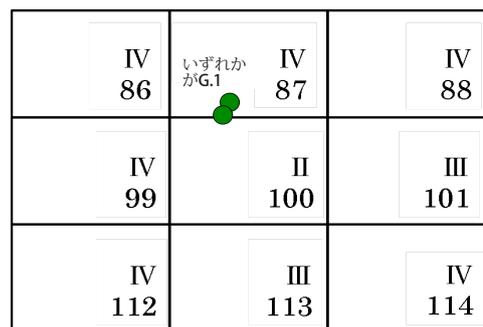
「動物」評価3とは、調査時点での「やんばる典型種」の出現種数(観測されたか否か)により評価され、偶然性に支配されやすい。それを補うために「環境」評価が考慮されている。つまり、「環境」評価は、偶然性に左右されず、継続的な希少生物の生息に適した環境を示す指標である。したがって、「動物」評価が3であっても「環境」評価が1である区域は保護の対象とすべきである。

### 分析(2)メッシュ調査の機械的適用の欠陥

次に、政府の手法を受け入れたとしても、選定が不適切である例を示す。

移設候補地だった計11地区15か所のうち、最終的に選ばれた6か所と、残る9か所について、候補地がメッシュのどのような場所に位置しているかを比較した。

【図2】移設候補地G.1周辺のメッシュ拡大図



小さい1長方形がメッシュ1つを、円形がヘリパッドを表す。右の時計数字はメッシュの自然度総合評価、番号はメッシュ番号を示す。

【表2】最終選定6か所の隣接メッシュとの位置関係

最終選定か所	環境評価ランク
G.1	Ⅳにあるが南側のⅡのメッシュに極めて近い
H.2	Ⅲにあり、手法上はほぼ妥当
N-1.2	Ⅳにあり、手法上はほぼ妥当
N-1.3	Ⅳにあり、北側メッシュに近いがそれもⅣ、故に手法上はほぼ妥当
N-4.1	Ⅲにあるが西側のⅡのメッシュに極めて近い
N-4.2	Ⅲにあり、手法上はほぼ妥当